

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年2月7日付け、人第2385号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和4年1月29日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った。

〇〇高等技術専門校について、

- （1）平成〇年〇月〇日以降のじん肺法第8条の定期健康診断の実施日が分かる資料
- （2）じん肺法施行規則第37条第1項に基づいて平成〇年〇月〇日以降に岡山県人事委員会へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告〔様式第8号〕の類
- （3）じん肺法施行規則第37条第1項に基づいて平成〇年〇月〇日以降にじん肺法の労働基準監督機関（岡山労働局）へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告〔様式第8号〕の類

2 実施機関は、上記1の開示請求のうち（3）の部分（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書について、非開示とし、その余の部分を開示する本件処分を行い、令和4年2月7日付けで審査請求人に通知した。

なお、本件処分のうち、（1）及び（2）に対応する部分については、審査請求の対象に含まれていない。

3 本件処分において実施機関が掲げた非開示の理由は、「開示請求に係る公文書は、作成していないため、保有していない」というものであった。

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年2月12日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和4年3月22日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分につき、じん肺法（昭和35年法律第30号）第44条及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第37条第1項に抵触するため、本件処分及び「当該公文書を作成しておらず、保有していない」とする「開示しない理由」は不合理であり、本件処分を取り消し、対象文書を特定し、さらに公文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

（1）対象文書の不存在が不合理であることについて

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の規定において、労働基準法（昭和22年法律第49号）又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に係る適用除外の条項が列举されているが、じん肺法を適用除外とする法的根拠は認められない。一方で、国家公務員法（昭和22年法律第120号）附則第16条、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第108条では、じん肺法が適用除外とされている。よって、一般職の地方公務員又は地方自治体である事業者であっても、じん肺法は適用除外とはならない。

また、高等技術専門校は、労働基準法別表第1第12号の行政機関であり、地方公務員法第58条第5項の規定によると、岡山県〇〇高等技術専門校は岡山県人事委員会が労働基準監督機関となるが、これは、労働基準法、労働安全衛生法、船員法（昭和22年法律第100号）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）に限っての定めであり、じん肺法は地方公務員法第58条第5項に列举されていない。

これらから、本件の「〇〇高等技術専門校の監督機関が人事委員会である」との主張は、当該条文の拡大解釈である。岡山県人事委員会がじん肺法上の労働基準監督機関であると解釈した法的根拠があれば、弁明書において教示されたい。

さらに、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）に規定する労働基準監督署の所掌事務から見て、労働基準監督署がじん肺法上の労働基準監督機関となる。よって、岡山県人事委員会をじん肺法上の労働基準監督機関とする岡山県知事の見解は失当である。

本件処分の通知書において、同校は、じん肺法8条の規定に基づく定期健康診断を実施していることが認められることから、じん肺法第8条第1項第1号の常時粉じん作業に従事する労働者が在籍しているものと予想する。すなわち、同校は、じん肺法第2条第1項第5号における事業者該当し、同法第44条及び同法施行規則第37条第1項の規定に基づくじん肺健康管理実施状況報告の岡山労働局への報告義務がある。

平成〇年〇月〇日から暦年ごとの報告期限である2月末日は、開示請求日の令和4年1月29日までに〇回あるので、少なくとも〇件のじん肺健康管理実施状況報告があつてしかるべきである。

以上から、同校は、所轄労働基準監督署長を通じて、岡山労働局長へじん肺健康管理実施状況報告を提出する義務があり、じん肺法上の労働基準監督機関としての岡山労働局への提出文書が不存在とすることは不合理である。また、じん肺法上の労働基準監督機関を岡山労働局と認識せず、労働基準法及び労働安全衛生法と同様に、岡山県人事委員会がじん肺法上の労働基準監督機関であるとの見解は失当であり、不合理である。

対象文書の特定が不十分であることから行政処分を取り消し、公文書を特定し、当該文書を開示するとの裁決を求める。

(2) 立法上の問題点の指摘について

地方公務員法及びじん肺法のいずれにも、一般職の地方公務員への適用、じん肺法上の労働基準監督機関についての明確な記載がなく、審査会においては、一般職の地方公務員に対してどの行政機関がじん肺法上の労働基準監督機関となるべきかについての見解を審査会答申の付言において示されたい。

じん肺り患時の療養、健康管理手帳の交付請求、事業場への指導においては、労働基準監督署又は労働局は関与しない。

このため、じん肺健康管理実施状況報告を労働局へ報告する意義を見いだし難いという見地も理解でき、人事委員会へ提出すべきものとの錯誤も起こり得る。

じん肺法の指導を労働基準監督官が行い、粉じん則の指導は人事委員会が行うという交錯した制度設計の現状も課題である。総務省と厚生労働省の横断的な検討を経た立法となることを期待する。

(3) 審査請求について

簡易迅速な審理とともに、答申書及び裁決書の迅速な作成を望むものであり、令和5年1月までに法改正が行われるよう、審査庁から速やかに諮問が行われることを期待する。また、審査会で迅速に審議され、令和4年度前半に答申書の公表がなされるよう強く希望する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

1 対象文書の不存在が不合理であることについて

〇〇高等技術専門校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練施設として、岡山県が設置した職業能力開発校である。

同校の溶接科においては、金属をアーク溶接する工程の教習が行われているが、当該工程は、じん肺法施行規則別表の「20の2 金属をアーク溶接する作業」に当たるため、じん肺法第2条第3項に定める「粉じん作業」に該当するものである。

このため、同校においては、じん肺法第7条から第9条の2までの規定により、労働者のじん肺健康診断を実施している。じん肺に関する健康管理の実施状況については、じん肺法施行規則第37条の規定により、報告が義務付けられているが、岡山県知事としては、当該報告の報告先を、地方公務員法第58条に定める労働基準監督機関である岡山県人事委員会と考え、同委員会に報告を行っていた。

本件の開示請求のうち、審査請求の対象となった部分は、括弧書により当該報告の報告先を岡山労働局と指定するものであったが、岡山県知事は上記の理由により、報告を岡山県人事委員会に対して行っており、これと並行して岡山労働局に対して行うといった対応は行っていなかったため、岡山労働局に対して提出する報告の起案その他の文書は作成しておらず、これにより保有していなかった。このため、本件処分においては、不存在を理由として非開示を決定したものである。

その後、本件の審査請求を受け、法解釈を改めて確認したところ、同校に勤務する労働者のじん肺法上の労働基準監督機関は、岡山労働局及び〇〇労働基準監督署であり、人事委員会とする本県の認識には誤りがあったことが判明した。

この誤認が判明したことを受け、同校のじん肺法施行規則第37条第1項による報告については、令和〇年〇月〇日現在における報告を、令和〇年〇月〇日付けで、管轄の〇〇労働基準監督署長を経由して、岡山労働局長に提出した。

開示請求における請求対象公文書の特定は、開示請求が行われた時点において実施機関が保有している文書を対象として行うべきところ、当該報告は、本件の審査請求が行われた後に作成したものであるため、本件の開示請求において特定すべき公文書には当たらないものとなる。

よって、請求のあった文書は作成しておらず、保有していなかったため非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1(3)に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 本件処分の非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について

審査請求人は、次のように主張している。

〇〇高等技術専門校は、所轄労働基準監督署長を通じて、岡山労働局長へじん肺健康管理実施状況報告を提出する義務があり、じん肺法上の労働基準監督機関としての岡山労働局への提出文書が不存在とすることは不合理である。また、じん肺法上の労働基準監督機関を岡山労働局と認識せず、労働基準法及び労働安全衛生法と同様に、岡山県人事委員会がじん肺法上の労働基準監督機関であるとの見解は失当であり、不合理である。

これに関して、実施機関は、次のように説明している。

本件の開示請求のうち、審査請求の対象となった部分は、括弧書により当該報告の報告先を岡山労働局と指定するものであったが、岡山県知事は報告を岡山県人事委員会に対して行っており、これと並行して岡山労働局に対して行うといった対応は行っていなかったため、岡山労働局に対して提出する報告の起案その他の文書は作成しておらず、これにより保有していなかった。このため、本件処分においては、不存在を理由として非開示を決定したものである。

実施機関が提出した弁明書によれば、開示請求があった時点での実施機関の解釈は、本件開示請求文書の報告先を岡山県人事委員会とするものであり、その後の審査請求における審査請求人からの指摘により、報告先は〇〇労働基準監督署経由の岡山労働局であるという解釈になったことが認められる。

仮に審査請求人が主張するように、岡山県人事委員会がじん肺法上の労働基準監督機関であるとの見解が失当であったとしても、実施機関がじん肺法上の報告機関として岡山県人事委員会に対して当該報告を行っていた事実及びこの報告が上記解釈に基づいたものである旨を実施機関が説明していることを併せて考えれば、本件対象公文書のうち、本件開示請求に関して文書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理とまではいえない。

これらの点から、本件開示請求が行われた時点においては、実施機関による文書の作成は行われておらず、保有されていないことが認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 3 月 2 2 日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 5 月 2 7 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和4年 6 月 3 0 日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和4年 7 月 2 7 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和4年 8 月 3 0 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和4年 1 1 月 8 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 吉備の杜推進室プログラムディレクター	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。